公　示　送　達　書　　第72号

令和8年11月20日

下記書類は、富山労働局総務部労働保険徴収室に保管してありますので、出局のうえ受領して下さい。

労働保険特別会計歳入徴収官
富山労働局長　福　井　　尚

送達を受けるべき者	住　所	高岡市井口本江１００本江プラザ　２階	氏　名	株式会社高美

送達する書類名	
	差押調書謄本
	以　下　余　白

（注　意）

国税通則法第１４条第３項の規定により公示した日から起算して、７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。